

# 浜長保険センター安全だより(2月)

令和3年2月25日  
浜長保険センター 第51号  
電話 079-246-2561  
FAX 079-246-2571



「梅一輪、一輪ほどの暖かさ」日差しも日に日に暖かくなってきました。コロナ感染者数も減少傾向にあり、ワクチン接種が始まれば、収束も期待され、本格的な春が迎えられることを期待しています。皆様にはお健やかに過ごしのことと思います。



身近な自転車の交通ルールと生活道路における出会い頭事故防止について、説明したいと思います。

**問** 自転車は、車両の仲間であり、車道の左端を通行することが原則であると聞いているが、時々、歩道を通行している。違反ではないのか？

**答** 自転車は、車両の仲間であり、原則として車道の左端を通行しなければなりません。しかし、例外として自転車が通行しても良いという道路標識がある場合、一定の年齢の方、身体障害者は、道路標識の設置がなくても歩道を通行することができます。

**問** 道路標識はどんな内容か？

**答** 右の道路標識です。

この標識がない場合でも、交通ルールが改正(平成20年6月1日施行)され、6歳以上13歳未満の児童、及び70歳以上の高齢者、身体障害者は、歩道を通行することが出来ることになりました。



**問** 標識が設置されている歩道は、通行しなければならないのか？

**答** 歩道を通行しなくて違反にはなりません。歩道を通行するとき

- ① 左側通行ではなく、車道寄りを通る。
- ② 歩行者優先ですので歩行者を妨害してはいけません。歩行者にベルを鳴らしては、歩行者を避けさせる行為は禁止されています。

**問** 住宅街の交差点を通行するとき、何か注意すべきことはあるか？

**答** 住宅が建ち並ぶ裏通りは、信号機がなく、交差点の角には建物があり、左右の見通しが悪くなっています。このような交差点で出会い頭による事故が多発しています。そこで注意すべき点を二つ説明します。

1つは、信号がない見通しが悪い交差点は、徐行すべき場所になっています。出会い頭事故の大半の原因は、徐行をしなかったことです。徐行せず交差点に進入すると、右又は左から来た自動車を認め、危険を感じてブレーキを掛けても間に合いません。



**問** 徐行とは、どの位の速度を言うのか？

**答** 交通ルールの定義では、「直ちに停止できる速度」と規定され、判例ではブレーキを掛けて概ね1メートル以内で停止できる速度をいい、集約すると概ね時速10キロ以下となります。

右の道路標識を見かけたことがありますか？「**交差点クロスマーク**」です。中央線のない道路が交差する丁型、十型交差点に設置され、法規制はありません。

趣旨は、優先関係を示すものではなく、出会い頭事故や子どもの飛び出し事故が発生しやすい交差点に注意喚起のため設置されます。

